

国民健康保険における子どもに係る均等割額の軽減に関する意見書

本年5月、国会において「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」が成立したことから、国において、国民健康保険の財政基盤の強化や都道府県による財政運営に向けた具体的な改革作業が開始された。

国民健康保険の改革に当たっては、地方から提案されている地方単独事業に係る国庫負担調整措置の見直しとともに、子どもに係る均等割額の軽減措置の導入についても今後の検討課題とされたところである。

国民健康保険の均等割額は国民健康保険の加入者一人一人に均等にかかるものである。家族に子どもが増えると保険料の負担が重くなるこの仕組みは、子育てに関する様々な負担軽減策を進めている地方公共団体の政策の方向とも相容れないものとなってきている。また同じ医療保険制度であるが、被用者保険の組合管掌健康保険や全国健康保険協会管掌健康保険には存在しない負担であり、早急な見直しが求められている。

よって、国に対し、子育て支援の観点から国民健康保険における子どもに係る均等割額について、他の医療保険制度との公平性を保ちつつ、国の負担による軽減の見直しを早急に検討し、結論を出すよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月15日

東海市議会議長 早川直久